




2月になり本格的に寒くなってきましたね。ミルクたっぷりのホットココアは、飲むと体が温まるだけでなく、気分もリラックスさせてくれるので冬に欠かせない飲み物の一つでもあります。実はココアって生姜に負けにくいくらい冷え性抑制効果があるそうです。もう一つ注目したいのが抗酸化作用でインフルエンザなどのウィルス性の風邪などの感染抑制効果があることも発表されています。ただ、ココアだけだと苦味が強いののでつい砂糖を沢山入れて飲んでしまいがちですがこれだとカロリーオーバーになったり、糖質過多になってしまうので注意しましょう 

いよいよ確定申告

間違いやすいポイント集

税務署

確定申告

- ① 給与所得者等で還付申告をしていなかった場合、何年前まで遡って還付申告をすることができる？
» これまでに申告をしていなかった場合、平成 27 年 12 月 31 日まで申告すれば平成 22 年分まで遡って確定申告（還付申告）することが出来ます（要は、還付申告をする年分の翌年 1 月 1 日から 5 年間遡れます）。
- ② 申告後にミス発見！どうすれば良いか？
» 納める税金が多過ぎた場合や還付される税金が少な過ぎた場合⇒「更生の請求」（原則 5 年以内）
» 納める税金が少な過ぎた場合や還付される税金が多過ぎた場合⇒「修正申告」
- ③ 期限後に申告書を提出しても、65 万円の青色申告特別控除を適用していいか？
» 65 万円の青色申告特別控除額を適用するには、法定申告期限内に提出しなければなりません。
- ④ 遺族が受領した未支給年金は、相続財産なので所得税の課税対象外でいいか？
» 未支給年金は、相続財産ではなく相続人の一時所得に該当します。
- ⑤ 1 年以上長期入院している場合は、同居老親に該当しませんか？
» 病気治療の為の長期入院の場合、その期間が 1 年以上であっても同居を常況としている者として取り扱ってもかまわない
- ⑥ 納税者の合計所得が 1 千万円を超えているにもかかわらず、配偶者特別控除を適用している。
» 配偶者特別控除は、納税者の合計所得金額が 1 千万円を超える場合には適用されません。また、夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することもできません。
- ⑦ 通院のための交通費は、すべて医療費控除の対象としていいですか？
» 公共の交通機関と歩行が困難などやむをえない場合のタクシー代が医療費控除の対象となりますが、ガソリン代、高速道路代は対象となりません。
- ⑧ いわゆる人間ドックや健康診断の費用は、医療費控除の対象となりますか？
» 健康診断等の費用は、疾病の治療を行うものではないので、原則として医療費控除の対象とはなりません。

医療費控除

- 歯列矯正費用やインプラント費用は、あくまでも、治療目的であることが重要です。予防を目的としているものは対象外です。
- 自分と生計を一にしている妻や子どものために支払った医療費は、控除の対象となります。

社会保険料控除

- 本年中に支払ったものであれば、本年分の社会保険料控除の対象になります！
- ① 子供の過去の国民年金料を一括納付
 - ② 翌年分の国民年金料を前払い
 - ③ 2 年分の国民年金料を前納

知ってこ! 「税務のマメ知識」

【外形標準課税の対象が拡大されると?】

日本の法人税の実効税率は、欧州やアジア各国に比べて高い水準にあります。この税率を引き下げするためには、別の財源確保が必要だとされています。そして、その代わりに財源確保のひとつとして挙げられるのが、法人事業税の「外形標準課税の対象拡大」です。企業はその活動をするにあたり、地方自治体より道路や防災、警察など各種の行政サービスを受けています。法人事業税は、「この経費を企業が分担するべきである」という考えのもとつく地方税です。行政サービスは黒字企業も赤字企業も受けています。そのため、ほとんどを黒字企業で負担している「事業所得だけを基準とする従来の方式」ではなく、赤字企業も負担する「事業規模などに応じて課税する外形標準課税」は、より公平に税を負担する制度とも考えられています。外形標準課税制度は平成15年度の税制改正で創設され、平成16年4月1日以後開始の事業年度から適用されています。現在この制度の対象になるのは、資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人です。

ただし、これまでの所得課税法人に限るものとし、公共法人等、人格のない社団等、特別法人などは除かれます。新たな財源確保のためにこの対象を中小企業にまで拡大することは、「中小企業の新たな負担となり地域経済に悪影響が及ぶ」と心配する声も出ています。



固定資産税（償却資産）申告における

美術品等に係る取扱い

改正前は大部分の美術品等が減価償却資産に該当しませんが、この改正により減価償却資産に該当する範囲が拡大されることになりました。

☆美術品の取得価額が100万円未満であれば、基本的に減価償却できるようになります!

〈例〉

○平成19.4.1～平成26.12.31取得

○80万円の絵画の場合の減価償却額（200%定率法・耐用年数5年）

$800,000 \text{円} \times 0.400 = 320,000 \text{円}$ (1年目)

$480,000 \text{円} \times 0.400 = 192,000 \text{円}$ (2年目)

※取得時期・償却方法によって異なりますのでご注意ください。
※時の経過で価値が減少することが明らかなものは対象から除かれます。

※なお、金額にかかわらず「時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなもの」は非減価償却資産、「減少することが明らかなもの」は減価償却資産となります。

適用時期

☆法人：平成27年1月1日以後開始事業年度

個人：平成27年度

☆減価償却費

*平成26年分までに取得した過去分の一括償却は認められていません。

*中小企業者の30万円未満の減価償却資産の特例については適用可能。

☆平成26年12月31日決算法人以外については、平成28年度から償却資産税の申告対象。

今月のあなたの運勢

✿血液型編✿

A型

金銭的な問題で苦労しやすい月です。請求金額の間違いや支払い忘れなど、数字がらみの案件には要注意です!

B型

これまで迷っていたことが明確になりそう。心に溜め込んでいたわだかまりをスッキリさせる方向で動くことが吉!

O型

運勢が停滞ぎみなので何をするにもストレスを感じそう。焦らずマイペースで取り組むように心掛けましょう。

AB型

自分らしさに磨きをかけることでさらに吉運が高まる運勢です。他人の真似よりも個性重視に注力しましょう。



優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ ukz@uk-g.co.jp <http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。